

## 平塚市教育委員会平成26年10月定例会会議録

### 開会の日時

平成26年10月31日（金） 14時

### 会議の場所

平塚市役所豊原分庁舎1号館 1階会議室

### 会議に出席した者

委員長 小川 哲史      委員 田城 裕司      委員 浅沼 徳子      委員 田中千勢子  
教育長 金子 誠

### 説明のため出席した者

#### ◎学校教育部

部長	加藤富士夫	教育指導担当部長	大野かおり
教育総務課長	安藤 英一	教育総務課教職員担当課長	御園井英人
教育総務課課長代理	中戸川泰彦	教育総務課課長代理	岩田 裕之
教育総務課課長代理	石川 清人	教育施設課長	相原 信昭
学校給食課長	瀬戸 雅史	教育指導課長	相原 浩志
教育指導課課長代理	工藤 直人	教育指導課指導主事	平出 善男
教育研究所長	篠生恵美子	子ども教育相談センター所長	久松美代子

#### ◎社会教育部

部長	後藤 信幸	社会教育課長	春原 昭彦
社会教育課課長代理	石塚誠一郎	中央公民館長	遠藤 正人
スポーツ課長	高橋 勇二	中央図書館長	見留 俊也
博物館長	澤村 泰彦	美術館副館長	小林 光徳

### 会議の概要

#### 【開会宣言】

#### ○小川委員長

これから教育委員会平成26年10月定例会を開会する。

#### 【哀悼の意】

#### ○小川委員長

会議に先立ちまして、10月17日、土屋小学校6年生児童が授業中に校門前で事故に遭い、お亡くなりになりました。

御家族や御親族の方々の悲しみはいかばかりのものかと察します。

尊い命を亡くされた児童の御冥福をお祈り申し上げるとともに、哀悼の意を表しまして、皆様に黙とうを捧げたいと思います。皆様、御起立願います。黙とう。

(黙とうを捧げる)

○小川委員長

ありがとうございました。どうぞおなおりください。

【前回会議録の承認】

○小川委員長

平成 26 年 9 月定例会及び 10 月臨時会の会議録の承認をお願いする。

(訂正等の意見なし)

○小川委員長

訂正等の意見が無いので、平成 26 年 9 月定例会及び 10 月臨時会の会議録は承認されたものとする。

1 教育長報告

(1)児童交通事故について

【報告】

○金子教育長

土屋小学校 6 年生児童の交通事故について報告するものである。詳細は教育指導課長が報告する。

○教育指導課長

10 月 17 日、土屋小学校 6 年生男子児童が校門の前で交通事故に遭い、亡くなるという大変痛ましい事故が発生した。この事故が授業中であったこと、また、別の児童を迎えに来た保護者の車の事故であったことを大変重く受け止めている。

このことについて、大きく 3 点について報告する。1 点目は、「事故発生時の状況及び経過の概要」について、2 点目は、「学校及び教育委員会の対応について」、3 点目は「再発防止に向けた取り組みについて」である。

「事故発生時の状況及び経過の概要」について、事故発生は 14 時 50 分頃、6 年生は 6 校時の図工の授業中で、1 年生から 4 年生の児童は下校時であった。6 年生児童は、「わたしのお気に入りの場所」という単元で、児童は思い思いの場所で絵を描いていた。被害児童は、校門前で、「校門と校舎の絵」を絵の具で描いていた。そこへ、他の児童の保護者が我が子の迎えに来て、校門前に止めていた車を発進させたところ、そこで絵を描いていた被害児童をひいてしまった。事故発生後、学校から消防と警察に通報をした。15 時 5 分に救急車が到着し、15 時 14 分に、教職員とかけつけた祖母が同行した。被害児童は、事故直後は会話もできたが、救急車内で容体が急変し、19 時 30 分過ぎに搬送先の病院で亡くなられた。

「学校及び教育委員会の対応」について、土屋小学校の対応としては、翌 18 日、土曜日

に臨時職員会議を開き、経過と状況についての報告・事実確認がなされた。学校評議員、PTA 役員、地域の方への報告を行った。また、午後には、学校長と担任教諭が被害児童宅へ弔問を行った。19日、日曜日には、月曜日以降の準備を教職員が行い、学校から、保護者宛てに4つのお知らせ、「月曜日に全校集会を行い、平常日課であること」、「葬儀についてのお知らせ」、「22日の夜に行う保護者会の通知」、「スクールカウンセラーからのメッセージ」を用意し、各家庭を訪問し配布した。全校集会は、20日に、全校児童を対象に体育館で行われた。校長先生から全校児童に事故の経過を話し、黙とうを捧げた。集会の中で、スクールカウンセラーの相談体制についても紹介をした。保護者説明会については、諸事情により延期し、本日、10月31日の19時30分から開催されることとなった。この会では、事故の状況説明、お詫び、学校としての今後の安全確保についての対応についての説明を学校が全保護者に対して行うことになっている。

教育委員会の対応としては、事故発生当日以来、教育指導課指導主事を土屋小学校に派遣し、学校支援を行っている。また、子ども教育相談センターからはスクールカウンセラーを4から5名、センター指導主事1名を派遣し、児童・保護者の心のケアに当たっている。10月20日には、臨時校長会を開催し、事故の経緯の説明、再発防止に向けた安全配慮を教育長から指示したところである。県教育委員会にも報告をし、「緊急支援チーム」の派遣を依頼して、今週、27日、28日に県のスーパーバイザー、指導主事2名が土屋小学校を訪問し、今後の対応等について助言を受けたところである。

「再発防止に向けた取り組みについて」、土屋小学校では、児童の心のケアについて、今後も教職員やスクールカウンセラーが継続的に配慮していく。警察も今回の死亡事故を重大に受け止めており、警察や市の土木部とも連携した学校前の道路、特に正門付近の安全対策についても検討している。登下校時に教職員や担任が見守り、正門付近の安全確保に努めたり、教職員の車の出入りについても配慮したりしている。保護者の車の送迎については、これまでのルールの再確認をした。教育委員会では、「校地内外における幼児・児童・生徒の安全に配慮した教育活動の徹底」、「自家用車による送迎時におけるルールの徹底及び保護者への周知」、「学校（園）への車両運行の安全確保の徹底（公用車、業者等）」を行い、公用車については、教育委員会各課及び市役所全課にも周知を図っている。各学校（園）では、保護者宛てに安全確保についてのお願いの文書を改めて通知している。

今回のような事故が再び起こることがないように、できる限りの策を講じなければならないと思っている。また、土屋小学校では、御遺族だけでなく、児童、保護者や教職員、地域の方々も心を痛めている。今後も、引き続き対応を続けていきたい。

## 【質疑】

### ○小川委員長

今回の事故は、大変痛ましいもので、2度とこのようなことがあってはいけない。スクールカウンセラーの派遣もしているが、児童の心のケアは今後とも継続してもらいたい。保護者の車での送迎については、各学校の状況に合わせたルール作りをお願いしたい。

## (2)平成25年度児童・生徒指導上の諸課題について

## 【報告】

### ○金子教育長

平成 25 年度における児童・生徒指導上の諸課題の状況について報告するものである。詳細は教育指導課長が報告する。

### ○教育指導課長

報告する内容については、平成 25 年度の「神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」、文部科学省が行っている「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び「学校基本調査」をもとに平塚市内の状況を教育指導課でまとめたものである。今年度は、10 月 15 日に国と県が結果を公表したので、本日の報告となる。

「平成 25 年度の暴力行為について」、平成 22 年度からの推移を示したものである。暴力行為とは、表にも分類をされているように、「対教師暴力」、「児童・生徒間暴力」、教師・児童・生徒以外の「対人暴力」、「器物損壊」の大きく 4 種類に分類されている。小学校の暴力行為総数は、平成 22 年度は、28 件であったが、23 年度は、11 件、24 年度は、2 件、25 年度は、3 件で、この 2 年間は大きく減少している。中学校は、22 年度は、157 件、23 年度は、134 件、24 年度は、109 件、25 年度は、111 件である。「対教師暴力」、「対人暴力」は、横ばい、「器物損壊」は、減少傾向であるが、「児童・生徒間暴力」は、相変わらずの状況であった。

「平成 25 年度の暴力行為の発生件数と増減について」は、総数に大きな変化はないが、生徒間暴力による学校内被害者数が 20 人増加している。

「平成 25 年度のいじめの状況について」、平塚市のいじめの認知件数では、小学校は 23 年度に 29 件、24 年度に 41 件、25 年度では 2 倍以上の 87 件であった。また、中学校は、23 年度に 63 件、24 年度に 72 件、25 年度では 84 件であった。小学校の総認知件数、1 校当たりの認知件数としては、23 年度に 1.0、24 年度に 1.5、25 年度では 3.1 であった。いじめ自体の総件数の増加というよりも、より細やかに、学校が確認に努め、より実態に近づいたのではないかと思われる。中学校では、23 年度に 4.2、24 年度に 4.8、25 年度では 5.6 と少しずつ増加している。これまで同様に小学校では学年が進むごとに件数は増加している。5 年生で 28 件、6 年生で 26 件という結果である。中学校は 3 年生になると、件数も少なくなる。小・中学校ともに、男女別で見ると、男子のいじめの方が女子に比べると多くなっている。

「いじめの発見のきっかけ」については、小学校では、「いじめられた本人からの訴え」が 87 件中、43 件と最も多くなっている。次に、「学級担任が発見」が 15 件となっている。24 年度までは、「学級担任が発見」というきっかけが多かった。1つの見方として、「いじめは絶対にいけない」、「いじめを受けたらすぐに報告相談を」ということが少しずつ児童の中に浸透してきたとも考えられるのではないかと思う。一方、アンケート調査など学校の取り組みによる発見は小学校では 7 件と少ないようにも見えるが、全国的には小学校アンケート調査による発見の比率は上昇している。学校でも「いじめアンケート」をしているから安心などと思っはけないが、今後も定期的に、必要に応じて、アンケート調査を実施するように働きかけていく。中学校では、「アンケート調査」の回答による発見が 22 件と一番多く、次に、「学級担任が発見」、「保護者からの訴え」、「本人からの訴

え」と続いている。中学校ではアンケート調査も一定の成果を上げているということになるが、やはり担任が日々見守ること、日常と変わった様子はないか等の見守りももちろん必要であると考えている。

「いじめられた児童・生徒の相談の状況」については、小・中学校ともに半数以上が、学級担任に相談をしていることが分かる。次に、保護者や家族、そして担任以外の教職員に相談をしている。

「いじめの態様」については、小・中学校ともに圧倒的に「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が多い。全国の傾向も同様である。一見、友達同士の悪ふざけに見える現象が、実は「いじめ」であるといったこともある。「冷やかしやからかっている」方にとっては、冗談でふざけているつもりで、いじめを受けている児童・生徒の受け止め方を感じ取れない場合もある。また、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」というネットいじめが全国的にも急増している。このネットいじめは、大人たちが見てとれるものではないことから対応が難しいものである。

「いじめる児童・生徒の対応」については、「学級担任や他の教職員が状況を聞く」といった指導を入れることが多い。学校から保護者に報告を入れるとあるが、保護者に早期から連絡を入れることも家庭で子どもを支えていただくという点で忘れてはならないと思う。

「いじめの解消の状況」については、「解消しているもの」、「一定の解消が図られたが、継続支援中」という平塚市の回答は、小学校で98%、中学校で97%になっている。いじめについては、ここ3年間で、文部科学省の言い方も変わり、「いじめはどの学校、どの学級にも起こり得るもの」としてとらえ、重要なのは、「いじめの総件数」よりも「いじめの解消率」であるという言い方になってきた。いじめは、被害者、加害者、周囲で同調する者、そして、傍観者の4層構造であるとよく言われ、今後も「いじめは絶対に許されないこと」について、集団への働きかけをしなくては根本の解決にはならないともよく言われる。「いじめの早期発見」、「早期対応」、「早期解決」に向けて、今後も各学校の取り組みを継続してもらおうよう働きかけていきたい。また、魅力ある授業、児童・生徒から信頼される教師像が今後も求められると思う。

「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」については、「職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。」、「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。」、「いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。」の順に回答が多かったが、「児童・生徒会活動等を通して、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりすること」、「保護者や地域住民との連携」など未然防止の取り組みについて、各学校で多面的な取り組みをしてもらいたいと感じている。

「平成25年度長期欠席児童・生徒について」は、平成17年度以降のデータを掲載している。長期欠席者はその主な要因から大きく「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「その他」の4つの内容ごとに調査される。小学校は、24年度から160人とわずかながらも減少傾向である。中学校も24年度の311人から319人となり、ほぼ同程度の出現率となっている。

「長期欠席児童・生徒数の推移」の「不登校」では、小学校が、24年度の65人から83

人で増加している。また、中学校も2人増という結果である。全国的にも「不登校」の児童・生徒数は増加している。これは、これまで、「病気」や「その他」で集計してきた児童・生徒を「不登校」と集計するようになったことも大きな要因となっていると言われていいる。数字で見れば、市全体の傾向は把握できるが、各学校では、個々の状況もさまざまであり、登校支援のため、学級担任が登校を促したり、別室で学習をさせたりするなど、日々さまざまに意を尽くして、取り組んでいる。また、今年度は、5月に発覚した厚木市の事件を受けて、「居所不明児童・生徒の生存確認」の依頼が国から来た経過もある。教育委員会としては、定例校長会で教育長から各学校長に対し、不登校の児童・生徒が減るような取り組みを依頼している。また、今年度も月3日欠席調査や担当指導主事制を実施して、不登校の兆候のある児童・生徒には、学校に早期の対応をしてもらおうよう、また、長期にわたる不登校状態の児童・生徒の状況については、努めて把握してもらおうように依頼している。一方で、病気とその他の理由による長期欠席児童・生徒も少なくない。こうした児童・生徒の中には、もちろん長期の病気療養にかかっている児童・生徒がいる一方、兄弟の面倒を見させられる、虐待のうちネグレクトが関係する欠席などもある。こうした見方も持ち合わせて、学校には児童・生徒の環境や状況に敏感であってほしいと思っている。

「平成25年度不登校児童・生徒について」の「平塚市、県、全国との出現率比較」は、小・中学校とも県、全国を上回る結果となった。

「不登校になったきっかけと考えられる状況」について、小学校では、24年度は「親子関係をめぐる問題」が一番高い比率であったが、25年度は、本人に係る状況で、「不安など情緒的混乱」が43.4%で一番高い比率で、次に、「親子関係をめぐる問題」、「無気力」であった。中学校では、「無気力」、「学業の不振」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」の順に比率が高い。この結果から、親子関係、無気力等、生活基盤となる子どもたちの家庭環境、規則正しい生活習慣も背景として大切なことが改めて読み取れる結果であったと思う。

「不登校児童・生徒の指導結果」について、「指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒数」では、小学校は、全国の32.9%に対し、平塚市では、57.8%であり25ポイント以上、上回っている。中学校は、全国の29.8%に対し、平塚市では、26.6%で少し下回っている。

「特に効果のあった学校の措置」については、「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に指導に当たった。」、「登校を促すため、電話をかけたり迎えに行くなどした。」、「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなどさまざまな指導・援助を行った。」などがあげられる。この結果から、学校では、児童・生徒に対するふれあいを多くするなど、児童・生徒の居場所づくりが重要ではないかと思う。また、登校を促すことも大切であると思われる。本市では、学校の登校支援に対する取り組みについては、子ども教育相談センターが中心となったサポート体制にも力を入れている。

「平成26年度神奈川県児童・生徒の問題行動等に関する短期調査」については、26年度4月から7月の調査が第1期となるが、「暴力行為」と「いじめ」についての調査が行われた。小学校の暴力行為は、「児童間暴力」が2件から10件に増えている。4か月間で10件のため、増加傾向と言える。中学校では総数が、4件減少の32件で、「生徒間暴力」

は、9件減少となっている。いじめの認知件数では、小学校で85件、中学校で62件となっており、それぞれ増加している。25年度と比較すると、急増と言ってもよいと思うが、認知件数が増えたということは決して良くないことではなく、解消率が問題である。小学校では85件中、52件が「解消済み」で、「一定の解消」、「対応中」を含めると全ての件数となる。また、中学校では、62件中、「解消済み」が28件、「一定の解消」が34件であり全て一定の解消ができたと判断できる。

4月から9月の第2期調査では、長期欠席の調査が行われた。小学校では、「15～29日の欠席の児童の不登校数」はあまり変わらないが、中学校では、34名から19名に減少している。「30日以上欠席の生徒の長欠総数」、「うち不登校数」では、中学校は少し増加したが、小学校はあまり変わらない。今後もチーム支援、組織的な対応を大切にしていきたいと思う。

この調査結果内容については、11月定例校長会、児童・生徒指導担当者会、小・中教頭研究会で報告して、一層の取り組みを図ってもらう。

## 【質疑】

### ○田中委員

いじめの認知件数について、特に小学校で増加していることについては、学校での把握が大変細かくできたことや、いじめを受けたらすぐに報告・相談をすることが浸透してきたとの見方ができるとあったが、詳細についての把握は、引き続きお願いしたい。

不登校児童・生徒について、増加はしているが、学校や関係機関などの努力によって解消されている比率が高いという点は、非常に評価したいと思っている。子ども相談センターや学校の職員の細やかな対応によって不登校の子どもが少なくなり、学校に登校できるようになることは、非常に大事だと思う。各学校での対応もできるだけ早期のうちに全員で対応することが大事だと思うので引き続き指導をお願いしたい。

### ○教育指導課長

いじめの認知件数については、各校で調査を行い、回答をもらっているが、重篤な事案、特に指導・支援を要する事案についての回答をしてもらっている。基準が学校によっても異なると思うので、今後は、この調査基準などの周知を図っていこうと思う。

### ○田城委員

先日のニュースで財務省が、公立小学校の1年生で導入されている「35人学級」を見直し、1学級40人体制に戻すよう文部科学省に求める報道があった。財務省は、「35人学級」の効果を検証するため、いじめなどの発生頻度が他の学年との比較で減ったかどうかを分析し、減っていないとの見解であった。今回の説明でもあったが認知件数が増加することとは、細やかな対応ができていることだと感じた。

### ○浅沼委員

いじめの認知件数と前年度比について、昨年度の小学校2年生は、今年度の小学校3年生の結果を見ることだと思うが、認知件数が、学年が上がるとともに増えているというこ

とは、実態把握が的確にできているということなのか。

### ○教育指導課課長代理

学年が上がるとともに実態把握が的確にできていると決めつけることは難しいと思う。いじめの認知件数の結果からは、小学校5年生から中学校1年生が認知件数のピークになっている。発達段階に応じて小学校5年生から中学校1年生でピークになり、徐々にいじめに対する認識の変化により減っていく傾向が見られる。認知件数が多い年代がそのまま続くということではない。

### ○浅沼委員

「いじめの解消の状況」から現状の把握ができているものについては、「解消しているもの」、「一定の解消が図られたが、継続支援中」のものが大部分を占めていることからいじめ解消に向けた取り組みがなされていることが分かる。

### ○小川委員長

いじめの認知件数が増えているということは、学校全体としての情報の共有が進んでいるとも考えられるので傾向としては良いのではないかと思っている。

また、「不登校児童・生徒の指導結果」から、「特に効果のあった学校の措置」として、スクールカウンセラー等の指導や教職員が電話をかけたか迎えに行くなど教職員と児童・生徒の人間的な関わりによって不登校が解消されている。このような効果が上がっている点に注目すべきであると思う。

## (3)平塚市教育研究所 教育調査研究部会「ひらつかの子どもたち ～教育活動に生かすための小・中学生の生活と意識に関する調査～」について

### 【報告】

### ○金子教育長

教育調査研究部会による小・中学生の生活と意識に関する調査結果について報告するものである。詳細は教育研究所長が報告する。

### ○教育研究所長

近年の子どもたちは、急速に変化する不安定な社会の中で、膨大な量の情報に接している。これらにより、心身ともに混乱して生活している子どもが多いと感じている。そこで、より良い教育を行うために、「現在の子どもたちがどのような生活を送っているのか。」、「どのような意識を持っているのか。」について調査を行い、子どもたちにとって何が必要かを考え、子どもたちを取り巻く環境や教育活動を工夫・改善していくことに資するものとなるよう取り組んできた。このような調査は、これまで、さまざまな形で行っている。今回は、2012年から2年をかけて、小学校、中学校の各教育調査研究部会の教職員に、「ひらつかの子どもたち ～教育活動に生かすための小・中学生の生活と意識に関する調査～」というテーマで調査研究を進めてもらった。



調査の内容と方法について、対象学年は、小学校5年生及び中学校2年生である。調査実施校と学級数について、小学校は、中学校区から各1校抽出した計15校において各1学級ずつ、中学校は、全15校において各1学級ずつとした。調査の柱としては、「生活習慣」、「時間の使い方」、「自分自身について」、「学校生活」を考え、アンケートを行った。

調査結果からみる児童・生徒の姿について、「生活習慣」からは、「中学生は、小学生のときより就寝時間が不規則になったり、睡眠時間が減ったりする子どもが多い。」、「携帯電話・パソコン等が普及し、それらが児童生徒の生活になくってはならないものになっている。」、「小・中学生ともに8割近くの児童生徒が家庭学習の時間が『1時間未満』である。」ということが分かる。

「時間の使い方」からは、「小学生は、平日、よく遊び、平日休日ともに習い事に通っている児童が多い。中学生になると部活動があるため、平日はほとんど遊んでおらず、休日の習い事は減る。」、「小学生は、家族と過ごす時間が多いが、中学生は、友達と過ごす時間が増える。」、「時間はあるが、その時間をゲームやインターネットを使って過ごす時間に費やしている。」、「学習時間については塾や習い事に通っていない子どもの多くは、自由に過ごせる時間を学習に充てていない。」ということが分かる。

「自分自身について」からは、「小・中学生ともに、自分には『得意なことがある』と感じている反面、年齢が上がるにつれ、自分のことを『好きではない』と思い、自分には『よいところがない』ととらえる傾向。」ということが分かる。

「学校生活」からは、「学校生活への満足度の高い児童生徒が多いが、中学生になると思春期となることや人間関係などから満足度は低くなっている。」、「多くの不安や悩みを抱えている児童生徒も多く、悩みを相談する相手もいない子どもがいる。」ということが分かる。

この研究により、今後、子どもたちの「意識」、「生活」、「時間」について、より具体的に関連付けて調査することが課題とされる。そして、子どもたちの「生活」の実態の要因を探り、改善策を見出し、今後の教育活動につながる研究を進めていくことが大切だと考える。そのためには、まずこの研究について周知していきたいと思う。今後、定期的にこのような調査を実施し、平塚の子どもたちの実態をとらえ、教育活動にいかしていきたい。

## 【質疑】

### ○田城委員

この調査は、平塚市のオリジナルの調査なのか。また、この調査結果を国などに報告するのか。

### ○教育研究所長

この調査は、教育研究所の調査研究事業であり平塚市オリジナルのものである。調査に当たっては、神奈川大学の先生にも関わっていただき統計の方法等を検討しながら実施した。また、この調査結果は、平塚の子どもたちの実態把握をして指導の改善等に役立ててもらうための資料で国等には報告しない。

## ○田中委員

大変素晴らしい調査の内容で平塚の子どもたちの実態を知ることができる。子どもたちの学習や生活などそれぞれのデータをまとめられた調査研究部会員に敬意を表したいと思っている。データを基に、分析、考察が非常にきめ細かくされているが、これらの分析・考察をどのようにしたのか伺いたい。

## ○教育研究所長

調査研究部会員が、データを基に話し合いなどにより分析して考察を導き出した。子どもの具体的な要因や背後関係については、「さらにその要因を調査したほうがよい」といった課題も挙げられた。

## ○田中委員

報告書から、「今回の調査研究で、子どもたちの生活や様子の実態を把握することはできたものの、その要因を確かめることはできない。」との課題があった。今回の調査結果や分析結果を、それぞれの学校や各関係機関でしっかりと議論していただき、この資料をいかしていくことが大事であると思う。私たちであったらどんな要因が考えられるのか、どんな考察が導き出せるのかというのを広くそれぞれで取り組んでいただきたいと思います。この報告書を周知するだけにとどまらず、これらの成果をいかすためにも子どもたちの習慣や実態などを話し合っって具体的な対策を考えていくことが重要であると思う。

## ○小川委員長

大変緻密な研究で非常に参考となる結果であった。特に、考察では、子どもの時間の使い方について、時間的なゆとりが生まれれば望ましい生活習慣が確立できる子どもが増えてくるという、時間の使い方と言及している点が良いと思う。「ゆとり教育」の時にも言われたことだが、「ゆとり」とは、単なる余暇なのか、時間的な余裕のことなのか、時間の使い方、捉え方によって利用価値が異なってくる。このような点に踏み込んで考察しているのは、非常に良いと思った。4つの柱である「学校生活」、「生活習慣」、「時間の使い方」、「自分自身について」も踏み込んで書かれている。今後、生活習慣も含めた指導に今回の調査がいかされることを願う。

## (4)その他

なし

## 2 教育長臨時代理の報告

### (1)報告第5号 平塚市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

#### 【提案説明】

#### ○金子教育長

平塚市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。詳細は教育総務課長が説明する。

### ○教育総務課長

条例改正の要旨であるが、平成 26 年 4 月 23 日に児童扶養手当法が一部改正されたことに伴い、同法を引用する規定の整備を行うものである。具体的には、児童扶養手当法に規定する児童扶養手当の支給に係る要件を定めていた条項が整備されたため、同条項を引用する関係条項を整備することとした。

施行年月日であるが、児童扶養手当法の一部改正が平成 26 年 12 月 1 日の施行となっているため、本条例の一部改正についても、同日の施行を考えている。そのため、市議会 12 月定例会での上程が必要であることから報告をする。

#### 【質疑】

なし

#### 【結果】

全員異議なく原案どおり了承された。

### (2)その他

なし

### 3 議案第16号 平塚市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

### 4 議案第17号 平塚市立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

### ○小川委員長

議案第 16 号及び 17 号は、関連案件のため一括で審議する。

#### 【提案説明】

### ○金子教育長

平塚市立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例の一部改正に伴い、必要な規定を整備するものである。詳細は教育総務課長が説明する。

### ○教育総務課長

教育委員会 8 月定例会において、「平塚市立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例」の一部改正について了承していただき、市議会 9 月定例会において、平塚市立幼稚園の入園料について、廃止する改正を行った。

議案第 16 号「平塚市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」は、改正要旨にもあるように、関連する同規則において、入園料の徴収を廃止するため、

規定等を整備するものである。同規則中の表題、様式及び条文中の「入園料及び保育料」を「保育料」に改め、入園料を含んだ「保育料等」の表記から「等」を削除し、「保育料」に改める。施行年月日については、入園料の徴収が始まる 11 月に合わせ、平成 26 年 11 月 1 日とする。

議案第 17 号「平塚市立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」は、改正要旨にもあるように、関連する同規則において、入園料の徴収を廃止したことにより、規定等を整備するとともに、保育料の減免制度の対象となっていた「入園料」を削除するものである。議案第 16 号と同様に、同規則中の表題、様式及び条文中の「入園料及び保育料」を「保育料」に改め、入園料を含んだ「保育料等」の表記から「等」を削除し、「保育料」に改める等の改正を行う。施行年月日については、議案第 16 号と同様に、入園料の徴収が始まる 11 月に合わせ、平成 26 年 11 月 1 日からとなる。

**【質疑】**

なし

**【結果】**

全員異議なく原案どおり可決された。

## 5 議案第18号 平成27年度平塚市公立学校教職員の人事異動方針について

**【提案説明】**

**○金子教育長**

平成 27 年 4 月期の市内小・中学校教職員の人事異動に関して、基本方針を定めるものである。詳細は教育総務課教職員担当課長が説明する。

**○教育総務課教職員担当課長**

人事異動に当たっては、「適材を適所に配置する。」、「全市的視野に立って教職員の編成を刷新強化する。」、「他市町との交流は本人をいかす立場に立って行う。」の 3 点の方針の基に、7 点を実施要領としている。内容は、昨年度と同様である。

**【質疑】**

**○田中委員**

方針の 3 点目では、「他市町との交流は本人をいかす立場に立って行う。」とある。他市町との交流は、本人をいかすだけでなく、学校にとっても、他市町のいろいろな取り組みなどが良い影響を及ぼした結果もあるので申し添えておきたい。人事異動については、非常に神経を使う内容だと思うが、さまざまなことを十分に考慮して行っていただきたい。

**【結果】**

全員異議なく原案どおり可決された。

## 6 その他

なし

### 【閉会宣言】

#### ○小川委員長

以上ですべての案件の審議が終了したので、教育委員会 10 月定例会は閉会する。

(14 時 57 分閉会)